

担当事務所 シドニー事務所

担当者及び連絡先メールアドレス

石田寛樹 ishida@jlgc.org.au

国名/自治体種別/自治体名：

インナーウェスト市

	(記載例)	調査結果
自治体種別	ディストリクト（日本の市町村に相当）	city
オンライン化の対象	本会議、委員会	本会議、委員会
根拠規定	2021年地方自治法第●条により国内の地方議会審議のオンライン化が認められた。地方議会の会議規則でもオンライン審議に係る手続を規定。	本会議、委員会 Code of Meeting Practice Policy
導入時期、時限措置か恒久措置か	【本会議】2020年4月（恒久措置） 【委員会】2020年3月（2021年3月までの時限措置）	本会議、委員会 恒久措置
導入の趣旨 （オンライン審議が可能な場合の要件）	【本会議】新型コロナウイルス感染症のまん延、出産、育児 【委員会】新型コロナウイルス感染症のまん延	本会議、委員会 新型コロナウイルス感染症のまん延防止
オンライン化される範囲	【本会議】質問、議案審議、表決 【委員会】質問、議案審議、表決	本会議、委員会 質問、議案審議、投票
使用するソフトウェア	【本会議】Webex 【委員会】Zoom	Zoom
使用する端末	【本会議】議会が貸与するタブレット端末 【委員会】端末の指定なし	本会議、委員会 議会貸与または個人所有のラップトップ、タブレット、フォン
オンラインによる参加者の範囲	【本会議】オンライン参加を申出た議員のみオンラインで参加。他の議員は議場で参加。 【委員会】委員長は委員会室で参加し、委員は全てオンラインで参加	本会議、委員会 決議があればオンライン出席に関して制限なし
オンラインによる参加者の定足数上の取扱い	【本会議】オンラインによる参加者は定足数に含まれない（正式な「出席」ではない） 【委員会】オンラインによる参加者は定足数に含まれる	本会議、委員会 オンライン出席は定足数にカウントされる
オンライン開催の場合の本人確認方法	【本会議】ID,PWでイントラネットにログイン 【委員会】Zoom画面での確認	本会議、委員会 オンライン出席は定足数にカウントされる
オンライン表決の方法	【本会議】MemberHubの表決機能 【委員会】Zoom画面での挙手	本会議、委員会 スクリーン上で挙手により投票
会議の映像、音声の状況	【本会議】会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する 【委員会】会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する	本会議、委員会 カメラは常にオン、背景は議会の秩序を保つため適切なものにする

<p>オンライン接続が途切れた場合の取扱い</p>	<p>【本会議】 暫時休憩とする 【委員会】 委員長が都度判断</p>	<p>本会議、委員会 定足数が足りなくなる場合は会議を停止</p>
<p>会議公開の原則との関係</p>	<p>【本会議】 会議中のZoom画面がYoutubeで生配信される 【委員会】 会議公開原則がなく、委員会の審査は非公開とすることが認められている（公開する場合はYoutube配信）</p>	<p>本会議、委員会 動画配信を通じオンライン参加者も対面参加者と同様に配信される</p>
<p>オンラインで参加する議員の所在</p>	<p>【本会議】 自治体内に所在する必要がある 【委員会】 制限なし</p>	<p>本会議、委員会 機密を扱う会議の際は安全な場所に参加しなければならない</p>
<p>その他コロナ禍における国会（議会）運営上の工夫 ※オンライン投票は行っていないが、代理投票等を行っている場合は、その旨及び具体的な手続を記載ください。 （代理投票では、賛否の選択まで代理人に任されているのか、賛否の選択は本人が行うのか等）</p>	<p>【本会議】 密集を防ぐため、出席議員を半数に制限し、残り半数の議員は議員事務所からモニターで審議を視聴。投票のみ全員が議場で行う。  【委員会】 投票は代理投票により行う。代理投票を行う場合は、事務局長にその旨を記載した署名入りの書簡を電子メール等で提出する。代理投票では賛否の選択は本人が行い、本人から賛否記載済みの投票用紙を代理人に郵送し、代理人が議場において当該投票用紙により投票する。</p>	<p>特になし</p>

	(記載例)	調査結果 ニューサウスウェールズ州下院	調査結果 ニューサウスウェールズ州上院
自治体種別	ディストリクト（日本の市町村に相当）	州 (NSW州政府下院93名)	州 (NSW州政府上院42名)
オンライン化の対象	本会議、委員会	本会議、委員会	本会議、委員会
根拠規定	2021年地方自治法第●条により国内の地方議会審議のオンライン化が認められた。地方議会の会議規則でもオンライン審議に係る手続を規定。	NSW州政府下院 本会議：The Constitution Act 1902 No32, Part 1 Preliminary, 3 Interpretation 委員会：Standing Orders 295—New South Wales	NSW政府上院 本会議：The Constitution Act 1902 No32, Part 1 Preliminary, 3 Interpretation 委員会：Committees—Sessional and Temporary Orders,
導入時期、時限措置か恒久措置か	【本会議】2020年4月（恒久措置） 【委員会】2020年3月（2021年3月までの時限措置）	NSW州政府下院 本会議：2022年3月 恒久措置（改正法成立） 委員会：2009年 恒久措置	NSW政府上院 本会議：2022年3月 恒久措置（改正法成立） 委員会：2020年3月 恒久措置
導入の趣旨 (オンライン審議が可能な場合の要件)	【本会議】新型コロナウイルス感染症のまん延、出産、育児 【委員会】新型コロナウイルス感染症のまん延	NSW州政府下院 本会議：新型コロナウイルス感染症のまん延防止 委員会：遠隔参加を可能にするため	NSW政府上院 本会議：新型コロナウイルス感染症のまん延防止 委員会：新型コロナウイルス感染症のまん延防止
オンライン化される範囲	【本会議】質問、議案審議、表決 【委員会】質問、議案審議、表決	NSW州政府下院 本会議：質問、議案審議 委員会：質問、議案審議	NSW政府上院 本会議：質問、議案審議 委員会：質問、議案審議
使用するソフトウェア	【本会議】Webex 【委員会】Zoom	本会議、委員会 Cisco Webex.	本会議、委員会 Cisco Webex.
使用する端末	【本会議】議会が貸与するタブレット端末 【委員会】端末の指定なし	本会議、委員会 議会貸与のノートパソコン	本会議、委員会 議会貸与のノートパソコン
オンラインによる参加者の範囲	【本会議】オンライン参加を申出た議員のみオンラインで参加。他の議員は議場で参加。 【委員会】委員長は委員会室で参加し、委員は全てオンラインで参加	本会議：議場での定足数が満たされていれば、その他はオンライン出席も可能 委員会：議長は可能な限り議場に出席してもらうが、完全にオンライン出席とすることも可能	本会議：1回のみ実施で事例なし 委員会：定足数が満たされている限り全員オンライン出席することも可能
オンラインによる参加者の定足数上の取扱い	【本会議】オンラインによる参加者は定足数に含まれない（正式な「出席」ではない） 【委員会】オンラインによる参加者は定足数に含まれる	本会議：オンライン出席は定足数にカウントされない 委員会：オンライン出席は定足数にカウントされる	本会議：オンライン出席は定足数にカウントされない 委員会：オンライン出席は定足数にカウントされる
オンライン開催の場合の本人確認方法	【本会議】ID,PWでイントラネットにログイン 【委員会】Zoom画面での確認	本会議：議会専用メールアドレスにリンクを送付にて確認 委員会：議会専用メールアドレスにリンクを送付にて確認	本会議：議会専用アカウントにログイン 委員会：議会専用アカウントにログイン
オンライン表決の方法	【本会議】MemberHubの表決機能 【委員会】Zoom画面での挙手	本会議：投票できない 委員会：投票できない	本会議：投票できない 委員会：投票できない
会議の映像、音声の状況	【本会議】会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する 【委員会】会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する	本会議、委員会 カメラは常にオン、会話時のみミュート解除	本会議、委員会 カメラは常にオン、会話時のみミュート解除、背景は政治的なものは避ける
オンライン接続が途切れた場合の取扱い	【本会議】暫時休憩とする 【委員会】委員長が都度判断	本会議：議長の裁量にて対応 委員会：議長の裁量にて対応	本会議：1回のみ実施で事例なし 委員会：合意に基づいて委員会を一時停止等の措置で対応
会議公開の原則との関係	【本会議】会議中のZoom画面がYoutubeで生配信される 【委員会】会議公開原則がなく、委員会の審査は非公開とすることが認められている（公開する場合はYoutube配信）	本会議：動画配信を通じオンライン参加者も対面参加者と同様に配信される 委員会：動画配信を通じオンライン参加者も対面参加者と同様に配信される	本会議：動画配信を通じオンライン参加者も対面参加者と同様に配信される 委員会：動画配信を通じオンライン参加者も対面参加者と同様に配信される
オンラインで参加する議員の所在	【本会議】自治体内に所在する必要がある 【委員会】制限なし	本会議：選挙区事務所、議会事務所、または議長と相談した他の場所から公式ビデオ機材を使用して出席 委員会：制限なし	本会議：1回のみ実施で事例なし 委員会：制限なし

<p>その他コロナ禍における国会（議会）運営上の工夫</p> <p>※オンライン投票は行っていないが、代理投票等を行っている場合は、その旨及び具体的な手続を記載ください。</p> <p>（代理投票では、賛否の選択まで代理人に任されているのか、賛否の選択は本人が行うのか等）</p>	<p>【本会議】密集を防ぐため、出席議員を半数に制限し、残り半数の議員は議員事務所からモニターで審議を視聴。投票のみ全員が議場で行う。</p> <p>【委員会】投票は代理投票により行う。代理投票を行う場合は、事務局長にその旨を記載した署名入りの書簡を電子メール等で提出する。代理投票では賛否の選択は本人が行い、本人から賛否記載済みの投票用紙を代理人に郵送し、代理人が議場において当該投票用紙により投票する。</p>	<p>本会議、委員会</p> <p>ペーパーレス化を推進</p> <p>ソーシャルディスタンスを保つための工夫を実施</p>	<p>本会議、委員会</p> <p>ソーシャルディスタンスを保つための工夫を実施</p>
--	---	--	--

担当事務所 シドニー事務所

担当者及び連絡先メールアドレス

石田寛樹 ishida@jlgc.org.au

国名：オーストラリア

	(記載例)	調査結果
国会制度（1院制・2院制の別、定数等）	上院（200名）・下院（400名）	連邦議会上院76名 連邦議会上院151名
オンライン化の対象	本会議、委員会	本会議、委員会
根拠規定	【本会議】上院規則 【委員会】臨時委員会規則	本会議： Agreement for Members to contribute remotely to parliamentary proceedings', 24 August 2020. 委員会：委員会の裁量
導入時期、時限措置か恒久措置か	【本会議】2020年4月（恒久措置） 【委員会】2020年3月（2021年3月までの時限措置）	本会議：2020年8月 恒久措置 委員会：30年以上前から 恒久措置
導入の趣旨 （オンライン審議が可能な場合の要件）	【本会議】新型コロナウイルス感染症のまん延、 出産、育児 【委員会】新型コロナウイルス感染症のまん延	本会議：新型コロナウイルス感染症のまん延防止 委員会：遠隔参加を可能にするため
オンライン化される範囲	【本会議】質問、法案審議、表決 【委員会】質問、法案審議、表決	本会議：質問、議案審議 委員会：委員会によって決定する
使用するソフトウェア	【本会議】Webex 【委員会】Zoom	本会議、委員会 Cisco Webex.
使用する端末	【本会議】国会が貸与するタブレット端末 【委員会】端末の指定なし	本会議、委員会 制限はないが、議会貸与のラップトップを推奨
オンラインによる参加者の範囲	【本会議】50名は議場で参加し、残りの者はオンラインで参加 【委員会】委員長は委員会室で参加し、委員は全てオンラインで参加	本会議：議場での定足数が満たされていれば、その他はオンライン出席も可能 委員会：全員オンライン出席も出来る
オンラインによる参加者の定足数上の取扱い	【本会議】オンラインによる参加者は定足数に含まれない（正式な「出席」ではない） 【委員会】オンラインによる参加者は定足数に含まれる	本会議：オンライン出席は定足数にカウントされない 委員会：オンライン出席は定足数にカウントされる
オンライン開催の場合の本人確認方法	【本会議】ID,PWでイントラネットにログイン 【委員会】Zoom画面での確認	本会議：議会専用アカウントにログイン 委員会：議会専用アカウントにログイン
オンライン表決の方法	【本会議】MemberHubの表決機能 【委員会】Zoom画面での挙手	本会議：投票できない 委員会：投票できない
会議の映像、音声の状況	【本会議】会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する 【委員会】会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する	本会議・委員会 カメラのオン、オフについては特に規則はない。会話時のみミュート解除

<p>オンライン接続が途切れた場合の取扱い</p>	<p>【本会議】 暫時休憩とする 【委員会】 委員長が都度判断</p>	<p>本会議：定足数に影響が無いので継続 委員会：状況に応じ委員会を一時停止、または電話会議に切り替える</p>
<p>会議公開の原則との関係</p>	<p>【本会議】 会議中のZoom画面がYoutubeで生配信される 【委員会】 会議公開原則がなく、委員会の審査は非公開とすることが認められている（公開する場合はYoutube配信）</p>	<p>本会議：動画配信を通じオンライン参加者も対面参加者と同様に配信される 委員会：動画配信を通じオンライン参加者も対面参加者と同様に配信される</p>
<p>オンラインで参加する議員の所在</p>	<p>【本会議】 国会近くの議員事務所から参加 【委員会】 制限なし</p>	<p>本会議：制限なし 委員会：制限なし</p>
<p>その他コロナ禍における国会（議会）運営上の工夫 ※オンライン投票は行っていないが、代理投票等を行っている場合は、その旨及び具体的な手順を記載ください。 （代理投票では、賛否の選択まで代理人に任されているのか、賛否の選択は本人が行うのか等）</p>	<p>【本会議】 密集を防ぐため、出席議員を半数に制限し、残り半数の議員は議員事務所からモニターで審議を視聴。投票のみ全員が議場で行う。 【委員会】 投票は代理投票により行う。代理投票を行う場合は、事務局長にその旨を記載した署名入りの書簡を電子メール等で提出する。代理投票では賛否の選択は本人が行い、本人から賛否記載済みの投票用紙を代理人に郵送し、代理人が議場において当該投票用紙により投票する。</p>	<p>本会議、委員会 ソーシャルディスタンスを保つための工夫を実施</p>